

令和3年11月29日開会

令和3年12月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 63 号	寝屋川市個人情報保護条例の一部改正	1
議案第 64 号	寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	3
議案第 65 号	寝屋川市国民健康保険条例の一部改正	5
議案第 66 号	寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正	8
議案第 67 号	寝屋川市立市民体育館条例の一部改正	10
議案第 68 号	令和 3 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 9 号）	別冊
議案第 69 号	令和 3 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 70 号	令和 3 年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 71 号	令和 3 年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 72 号	令和 3 年度寝屋川市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 73 号	令和 3 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 74 号	工事請負契約の締結（寝屋川市総合センター解体外工事）	13
議案第 75 号	工事請負契約の締結（寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事）	14
議案第 76 号	工事請負契約の変更	15

番 号	案 件	頁
議案第 77 号	指定管理者の指定（寝屋川市営住宅）	16
議案第 78 号	指定管理者の指定及び指定管理者の指定期間の変更 （寝屋川市有料自転車駐車場）	17



議案第 63 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部改正

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人情報保護条例の一部を改正する条例

寝屋川市個人情報保護条例（平成9年寝屋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第29条の9中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号中「24,000円」を「36,500円」に改め、同号団員出動に次のように加える。

ウ 災害に関する場合 日額 8,000円

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 65 号

寝屋川市国民健康保険条例の一部改正

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

寝屋川市国民健康保険条例（昭和 34 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「404,000 円」を「408,000 円」に改める。

第 15 条の 3 中「第 22 条の 2」の次に「及び第 23 条」を加え、同条第 1 号ウ中「第 81 条の 2 第 4 項」を「第 81 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 81 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 81 条の 2 第 10 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ (7) 中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 19 条の 5 の 2 中「第 22 条の 2」の次に「及び第 23 条」を加え、同条第 2 号イ中「第 72 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 72 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 22 条の 2 の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第 23 条を次のように改める。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 23 条 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 19 条又は第 19 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額とする（第 4 項に掲げる場合を除く。）。

2 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 19 条又は第 19 条の 4」とあるのは「第 19 条の 5 の 5 又は第 19 条の 5 の 8」と、前項中「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第 22 条の 2 に規定する基準に従い保険料を減額するも

のとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 19 条又は第 19 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 22 条の 2 第 1 項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第 2 項において準用する第 19 条第 2 項の規定により端数の切上げを行つた後の額とする。）を控除して得た額に、それぞれ、10 分の 5 を乗じて得た額とする。

5 第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 4 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 19 条又は第 19 条の 4」とあるのは「第 19 条の 5 の 5 又は第 19 条の 5 の 8」と、「同条第 2 項」とあるのは「同条第 3 項」と、「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 5 の 5 第 2 項」と、前項中「第 19 条第 2 項」とあるのは「第 19 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項の改正規定及び次項の規定は、同年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第 9 条第 1 項の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給について適用し、同日前に被保険者が出産したときにおける出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

3 新条例第 23 条の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 66 号

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部改正

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

寝屋川市有料自転車駐車場条例（平成 19 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

萱島駅前第 1 自転車駐車場	寝屋川市萱島本町 20 番 1 号
萱島駅前第 2 自転車駐車場	寝屋川市萱島信和町官有無番地
萱島駅前第 3 自転車駐車場	寝屋川市萱島本町官有無番地
萱島駅前第 5 自転車駐車場	寝屋川市萱島信和町官有無番地
萱島駅前第 6 自転車駐車場	寝屋川市萱島本町官有無番地
香里園駅前第 3 自転車駐車場	寝屋川市香里新町 10 番 2 号
寝屋川公園駅自転車駐車場	寝屋川市打上新町 8 番 15 号

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 萱島駅前第 1 自転車駐車場、萱島駅前第 2 自転車駐車場、萱島駅前第 3 自転車駐車場、萱島駅前第 5 自転車駐車場、萱島駅前第 6 自転車駐車場、香里園駅前第 3 自転車駐車場及び寝屋川公園駅自転車駐車場の管理に係る指定管理者の指定その他これらの自転車駐車場の管理に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 67 号

寝屋川市立市民体育館条例の一部改正

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市立市民体育館条例の一部を改正する条例

寝屋川市立市民体育館条例（平成 19 年寝屋川市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者の候補者の選定）

第 5 条の 2 教育委員会は、寝屋川市において体育館がスポーツに関する施策の総合的な推進及び多様なスポーツの機会の確保に重要な役割を担う施設であることに鑑み、寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 29 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の各号のいずれにも該当する団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 寝屋川市におけるスポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とするものであること。
- (2) 各種の市民スポーツ団体（市民が主体的にスポーツ活動を行っている団体をいう。）により組織されたものであること。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の寝屋川市立市民体育館条例第 5 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に指定管理者の候補者を選定する場合について適用する。

（寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例の一部改正）

- 2 寝屋川市公の施設に係る指定管理者選定委員会に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表中

寝屋川市野外活動センター 指定管理者選定委員会
寝屋川市立市民体育館指定 管理者選定委員会

を

寝屋川市野外活動センター 指定管理者選定委員会
寝屋川市立地域交流センタ

寝屋川市立地域交流センタ
一指定管理者選定委員会

一指定管理者選定委員会

に改める。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

- 1 工 事 名 寝屋川市総合センター解体外工事
- 2 工 事 場 所 大阪府寝屋川市池田西町28番22号
- 3 工 事 概 要 (1) 解体工事 一式
(2) 建築工事・電気設備工事・機械設備工事 各一式
- 4 契 約 方 法 制限付一般競争入札
- 5 契 約 金 額 金642,290,000円
(内消費税及び地方消費税の額 58,390,000円)
- 6 支 払 方 法 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後
- 7 工 期 着 工 令和3年 月 日
完 成 令和6年3月15日
- 8 契約の相手方 大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号
マルイト難波ビル
株式会社浅沼組 大阪本店
取締役本店長 豊田 彰 啓

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 寝屋川市第四中学校区小中一貫校施設整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市打上高塚町4番1号 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
(3) 機械設備工事 一式
(4) 昇降機設備工事 一式
(5) 解体工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金7,683,500,000円
(内消費税及び地方消費税の額698,500,000円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着 工 令和3年 月 日
完 成 令和5年12月28日 |
| 8 | 契約の相手方 | 大阪府大阪市中央区北久宝寺町三丁目6番1号
株式会社鴻池組 大阪本店
取締役専務執行役員本店長 梅本 真 |

工 事 請 負 契 約 の 変 更

令和元年12月市議会定例会（議案第99号）において議決を得、及び令和3年9月市議会定例会（議案第56号）においてその変更につき議決を得た工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結する。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

1 工 事 名 旧焼却施設解体工事

2 契 約 金 額

変 更 前 金871,200,000円
(内消費税及び地方消費税の額 79,200,000円)

変 更 後 金890,180,500円
(内消費税及び地方消費税の額 80,925,500円)

指 定 管 理 者 の 指 定

(寝屋川市営住宅)

寝屋川市営住宅の管理に関し、次のとおり 指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- 1 施設の名称 寝屋川市営住宅
- 2 団体の名称 株式会社 東急コミュニティー
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

指定管理者の指定 及び 指定管理者の 指定期間の変更

(寝屋川市有料自転車駐車場)

寝屋川市有料自転車駐車場の管理に関し、次の1のとおり指定管理者の指定を行うこと及び平成29年12月市議会定例会(議案第98号)において議決を得た指定管理者の指定につき次の2のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和3年11月29日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

1 指定管理者の指定

- (1) 施設の名称 寝屋川市有料自転車駐車場(7か所)
- 萱島駅前第1自転車駐車場
 - 萱島駅前第2自転車駐車場
 - 萱島駅前第3自転車駐車場
 - 萱島駅前第5自転車駐車場
 - 萱島駅前第6自転車駐車場
 - 香里園駅前第3自転車駐車場
 - 寝屋川公園駅自転車駐車場
- (2) 団体の名称 アドバンス寝屋川マネジメント株式会社
- (3) 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)

2 指定管理者の指定に係る変更

変更する内容

指定の期間〔終期〕

変更前 平成35年(令和5年)3月31日まで

変更後 令和9年3月31日まで

